

## 「災害時における道路災害応急対策業務に関する協定」締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を交付しますので、技術資料を作成し提出願います。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

平成23年9月30日

国土交通省関東地方整備局  
高崎河川国道事務所長 阿部 悟

### 記

#### 1. 協定の概要

- (1) 名称 災害時における道路災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所管内における道路施設等が地震・大雨等の自然現象及び予期できない災害等が発生し又はおそれがある場合、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、労力等の確保及び動員の方法等を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内容 協定書及び協定区間は別紙1及び別紙2のとおり
- (4) 期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成23・24年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 群馬県内に建設業法に基づく本店を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が群馬県内に有すること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店の場合に限る。）
- (5) 平成8年4月1日以降に元請けとして完成・引渡し完了した群馬県内での道路

に関する一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る）

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

技術資料に記載する項目及び技術審査における審査項目は次のとおりとする。なお、具体の記述や詳細については、別途交付する技術資料作成要領によること。

- (1) 本店の所在地
- (2) 過去の同種工事の施工実績
- (3) 技術者の保有人数
- (4) 災害出動要請時に出動する作業員の配置状況
- (5) 災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況
- (6) 災害時に使用する建設資材の保有及び備蓄状況
- (7) 希望する協定締結区間及び希望の理由
- (8) 本店から希望協定区間までの距離
- (9) 過去の高崎河川国道事務所発注工事の施工実績
- (10) 過去の災害応急対策協定などの実績
- (11) 過去の群馬県内における災害協定等に基づく災害応急対策等出動実績
- (12) 災害時の事業継続力の認定状況
- (13) 工事成績評定点の平均点及び優良工事表彰の有無

### 4. 協定締結者の選定に関する事項

協定締結者の選定方法は次のとおりとする。

- (1) 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を総合的に判断し選定する。なお、技術資料に欠落がある場合は選定しない場合があるので注意されたい。
- (2) 協定区間は、協定締結区間の希望及び理由、本店からの距離などを参考に決定するが、同一協定区間に複数の希望者がいた場合は、技術資料項目の審査結果により、上位のものを選定する。
- (3) 協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合または、予定する協定区間に希望者がいない場合は、希望区間以外の区間を担当してもらう場合や希望区間に加えて複数区間を担当してもらう場合がある。その場合は、ヒアリングを実施し、希望区間以外の協定締結意志を確認して決定する。
- (4) 上記(1)から(3)における技術資料の項目、技術審査等の詳細については、別途交付する技術資料作成要領による。

### 5. 手続き等に関する事項

- (1) 担当部局

〒370-0841 高崎市栄町6-41

関東地方整備局 高崎河川国道事務所 道路管理第二課（担当：児玉）

TEL 027-345-6043

FAX 027-345-6093

(2) 技術資料作成要領の交付

- ・交付期間 平成23年9月30日(金)～平成23年10月31日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。
- ・交付場所 上記(1)に同じ
- ・交付方法 手渡しとする。受付簿記載(会社名、住所、担当者名、連絡先)後、配布する資料は記録媒体に電子データで交付するので、記録媒体(CD-R等)を持参すること。  
なお、郵送を希望する場合は、上記(1)に記録媒体(CD-R等)、返信用封筒(切手を添付)及び会社名、住所、担当者名、電話番号等連絡先が分かるものを同封し、郵送(書留郵便等配達記録が残るものに限る。交付期間の消印有効)すること。

(3) 技術資料の提出

- ・受領期限 平成23年10月31日(月) 17時15分
- ・提出場所 上記(1)に同じ
- ・提出方法 持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残るものに限る)によること。  
詳細は技術資料作成要領による。

(4) ヒアリングの実施

技術資料の提出後、必要があればヒアリングを実施する。実施する場合は、別途実施する旨の連絡を行う。

- ・実施場所 高崎河川国道事務所
- ・実施日時 平成23年11月21日(月)～平成23年11月25日(金)の休日を除く指定する日時(予定)(別途連絡する)
- ・内 容 技術資料の内容及び協定区間の協議
- ・出席者 技術資料の内容を把握し、責任ある回答のできる方

(5) 協定締結者への通知

- ・通知方法 郵送により書面をもって通知する
- ・選定通知 平成23年12月9日(金)(発送予定)

6. その他

- (1) 本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、「企業の信頼性・社会性の「地域貢献度」として加算評価されるものである。

## 別紙 1

### 災害時における道路災害応急対策業務に関する協定（案）

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長稲野茂（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における高崎河川国道事務所管内の〇〇災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、高崎河川国道事務所管内において地震・大雨等の自然現象及び予期できない災害等が発生し又はおそれがある場合、甲と乙が協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

#### （業務の実施区間）

2 条 業務の実施区間は、以下のとおりとする。

〇〇出張所管内 国道〇〇号 〇〇～〇〇

2 災害の状況により、甲は乙に対し、必要として上記に規定する業務実施区間以外の出動を要請することができるものとし、乙は原則としてこれに応じるものとする。

#### （協力要請）

第 3 条 甲は、高崎河川国道事務所管内に災害が発生し、又はそのおそれがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「〇〇災害応急対策業務」の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

#### （建設資機材等の報告）

第 4 条 乙は、あらかじめ災害時に備え、業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、書面により甲へ報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲へ書面により報告するものとする。

3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により、通知するものとする。

#### （建設資機材等の提供）

第 5 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

(出動の要請)

- 第 6 条 甲は、乙に対し第 2 条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出動を書面又は電話等の方法により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲、乙相互の通信路が不能なため、甲からの出動要請が不可能な場合は、乙の判断により応急処置をとるものとする。
- 2 前項の場合（ただし書きを含む。）において、乙は直ぐに出動し応急対策業務を実施するとともに、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

(業務の指示)

- 第 7 条 業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第 7 条第 1 項ただし書きによる甲の出動要請が不可能な場合は、乙の判断による応急処置をとるものとする。
- 2 前項のただし書きにおいて、甲と通信連絡が可能となった場合は、乙はその実施処置の内容を速やかに出張所長に報告するものとする。

(契約の締結)

- 第 8 条 甲は乙に、第 7 条に基づく出動を要請したときは、遅滞なく請負契約を締結するものとする。

(業務の完了)

- 第 9 条 乙または現場責任者は、業務が完了したときは、電話等により直ちに出張所長にその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

- 第 10 条 乙または現場責任者は、業務の完了後、作業時間及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。
- 甲は、必要に応じて応急対策等の途中段階で、使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

(費用の請求)

- 第 11 条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を第 8 条により締結した契約に基づきその費用を請求するものとする。

(費用の支払)

- 第 12 条 甲は、第 11 条の規定による請求を受けたときは、内容を精査し第 8 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第13条 応急対策業務の実施において甲、乙双方の責に帰すべからずものにより、第三者に損害を及ぼしたとき、又は甲が貸与の建設資機材等に損害が生じたときは、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。ただし、その損害のうち、業務の実施につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担するものとする。

なお、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告しなければならない。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(協定の解約)

第15条

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

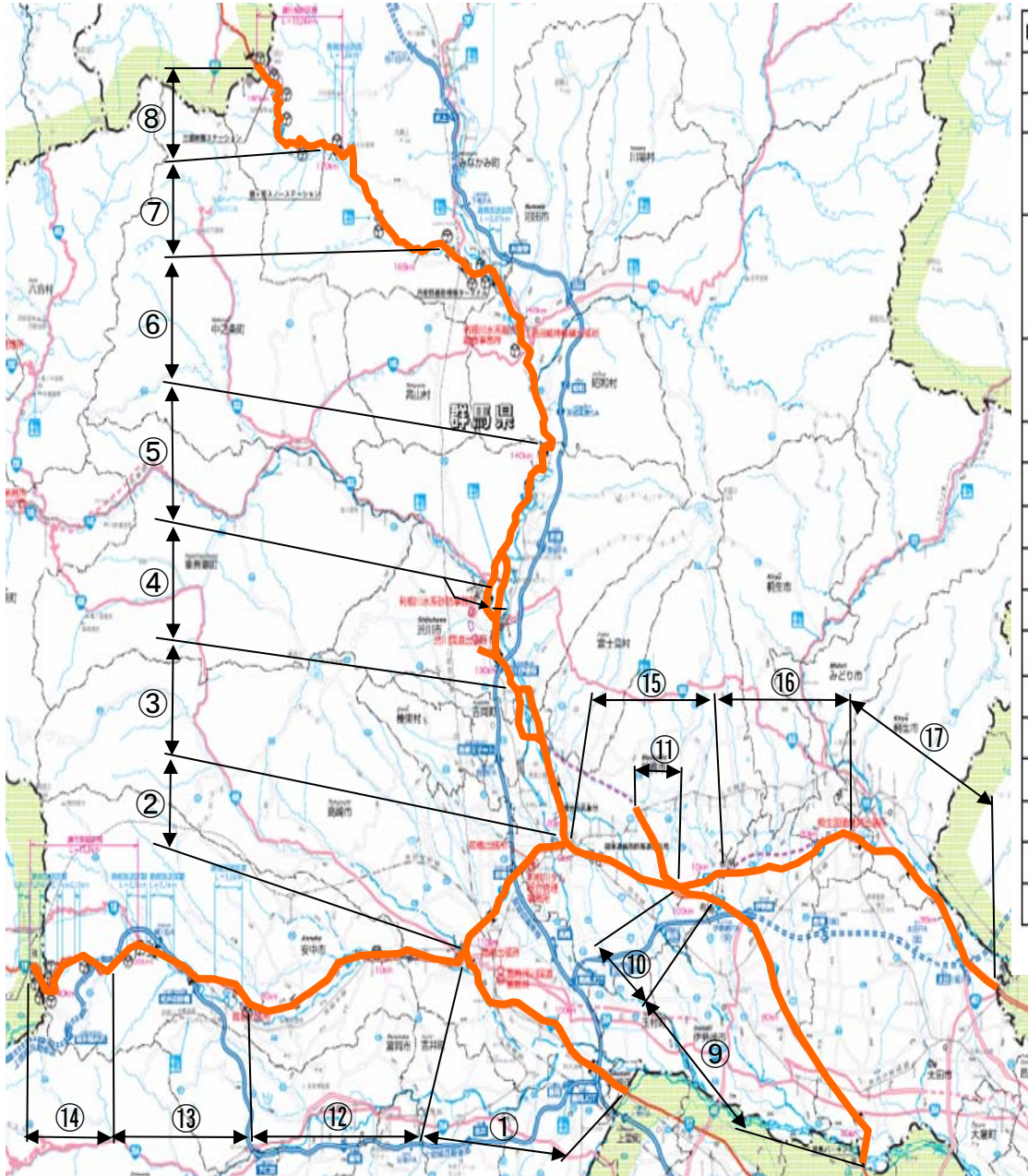
この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年 ○月 ○日

甲. 国土交通省 関東地方整備局  
高崎河川国道事務所長 阿部 悟

乙. ○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

# 別紙2 協定区間(道路)



協定区間一覧表(道路)

区間番号	路線	担当出張所	協定区間(場所・距離橋K <sup>P</sup> )		延長(km)	起終点のポイント
①	17号	碓氷	自高崎市新町 至高崎市並榎木町	94.0 ~ 108.1	14.1	17号高崎管理起点から 18号交差(出張所管理境)まで
②	17号	前橋	自高崎市並榎町 至前橋市本町	108.0	10.5	18号交差(出張所管理境)から 50号交差まで
③	17号	前橋	自前橋市本町 至渋川市半田	118.5 ~ 128.2	9.6	50号交差から 前渋B <sup>P</sup> 終点との交差点まで
	17号 前橋渋川B <sup>P</sup>	前橋	自前橋市田口町 至渋川市半田	124.2 ~ 128.2	4.0	B <sup>P</sup> 起点17号交差点から B <sup>P</sup> 終点17号交差点
④	17号	前橋	自渋川市半田 至渋川市白井字尖野	128.2 ~ 132.9	4.7	前渋B <sup>P</sup> 終点との交差点から 吾妻新橋新潟側まで
	17号旧道 (別表B <sup>P</sup> 重複)	前橋	自渋川市関下 至渋川市金井	132.6 ~ 134.5	1.9	鯉沢B <sup>P</sup> 起点との交差点から 吾妻橋東京側まで
	17号 渋川西B <sup>P</sup>	前橋	自渋川市中村 至渋川市石原	130.5 ~ —	0.7	渋西B <sup>P</sup> 起点(中村交差点) から市道交差点まで
⑤	17号	沼田	自渋川市白井字尖野 至渋川市上白井	131.1 ~ 141.8	10.7	吾妻新橋新潟側から 郡界橋東京側まで
	17号旧道 (別表B <sup>P</sup> 重複)	沼田	自渋川市金井 至渋川市上白井	132.1 ~ 135.4	3.3	吾妻橋東京側から 鯉沢B <sup>P</sup> 終点との交差点まで
⑥	17号	沼田	自渋川市上白井 至利根郡みなかみ町上津	141.8 ~ 157.9	16.1	郡界橋東京側から 赤谷川大橋東京側まで
⑦	17号	沼田	自みなかみ町上津 至みなかみ町猿ヶ京	157.9 ~ 171.0	13.1	赤谷川大橋東京側から 新三国大橋東京側まで
⑧	17号	沼田	自みなかみ町猿ヶ京 至新潟県湯沢町大字三国	171.0 ~ 182.0	11.0	新三国大橋東京側から 17号高崎管理終点まで
⑨	17号 上武道路	桐生	自埼玉県深谷市大字高島字本郷 至伊勢崎市波志江町	78.7 ~ 98.1	19.4	高崎管理起点(新上武大橋P5)から 新神沢橋東京側まで
⑩	17号 上武道路	前橋	自伊勢崎市波志江町 至前橋市今井町	98.1 ~ 101.2	3.1	新神沢橋東京側から 50号交差点まで
⑪	17号 上武道路	前橋	自前橋市今井町 至前橋市上泉町	101.2 ~ 106.4	5.2	50号交差点から (主)前橋大間々桐生線まで
⑫	18号	碓氷	自高崎市並榎町 至安中市郷原	3.4 ~ 20.8	17.5	18号起点から 松井田交差点まで
⑬	18号	碓氷	自安中市郷原 至安中市松井田町入山字芦田谷	20.8 ~ 33.1	12.5	松井田交差点から 今井石油碓氷B <sup>P</sup> 給油所まで
⑭	18号	碓氷	自安中市松井田町入山字芦田谷 至長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢	33.1 ~ 45.2	12.1	今井石油碓氷B <sup>P</sup> 給油所から 18号高崎管理終点まで
⑮	50号	前橋	自前橋市本町 至前橋市東大室町下味田	0.0 ~ 12.6	12.6	50号起点から 新桂川橋栃木県側まで
⑯	50号	桐生	自前橋市東大室町下味田 至みどり市笠懸町阿左美	12.6 ~ 21.7	9.1	新桂川橋栃木県側から 岩宿交差点まで
⑰	50号	桐生	自みどり市笠懸町阿左美 至太田市榑木野	21.7 ~ 35.8	14.1	岩宿交差点から 50号高崎管理区間終点まで

※距離値及び延長は区間の目安であり、端数処理等の関係で実際の距離とは合わない場合がある。